今金町公設合葬墓のご案内（令和２年４月１日から運用予定）

まちづくり推進課

１、合葬墓の概要

・合葬墓とは、一つのお墓に血縁を超えた多くの方々のお骨を納める合葬式のお墓です。
・今金町公設合葬墓は「今金町字八束 18 番地の 6」やすらぎ霊園内に設置しています。
・石碑下の合葬室に約 1,000 体のお骨を納めることができます。

２、合葬墓使用の要件【下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。】

・今金町に住所又は本籍を有する方が納骨する場合
・今金町に住所又は本籍を有していた方の焼骨を納める場合
・今金町が管理する墓地に納められている焼骨を改葬して納骨する場合
（使用中の墓地を町に返還しなければ合葬墓は使用できません。）



▲今金町公設合葬墓

３、使用料

・焼骨１体につき 5,000 円（今金町外に居住する方が申請者となる場合は 10%増）
※使用料は永代で管理料はありません。生活保護受給者など公の援助を受けている方は減免措置があります。
※墓誌に記名板の掲示を希望する場合は別途 5,000 円の使用料がかかります。
（記名板の製作費用は実費となります。）

４、申請書類

①合葬墓利用許可申請書　②火葬済みを証明する書類　③身分証明書　④印鑑　等

５、申請の流れ

(1) 必要書類を用意し申請
↓
(2) 金融機関で使用料を納付
↓
(3) 納骨日時の決定、合葬墓使用許可証交付
↓
(4) 定めた日時に使用許可証と焼骨を合葬墓に持参
（係員の指示を受けて納骨）
※合葬墓使用許可証の提示がない場合は納骨できません。

６、注意事項について

(1) 納骨後、焼骨の返還及び改葬は一切できません。
(2) 納入された使用料の返還はできません。
(3) 納骨できるのは焼骨のみです。（副葬品などは埋蔵できません）
(4) お寺等に預けているもので、永代供養されている焼骨を合葬墓に納める事はできません。
(5) 生前の予約、申込みは一切受け付けておりません。
(6) 町が焼骨をお預かりすることや、代理で納骨することはできません。

詳細は役場ホームページをご覧いただくか、まちづくり推進課までお問合せください。

【問合せ】まちづくり推進課　☎ 82-0111

あったからんど・種川温泉休憩所からのおしらせ
令和２年４月１日から料金が改定されます！

まちひと交流課

あったからんど及び種川温泉休憩所の入浴料金が、北海道物価統制令に基づき、令和２年４月１日より下記のとおり料金改定となります。





現　行

■大人１回券　　440円
■大人回数券　4,400円（12回券）

改定後

■大人１回券　　450円
■大人回数券　4,500円（12回券）

※　回数券を既にご購入されている方は、利用される前に差額を納めていただきます。
なお、中人・小人の入浴料は変更ありません。

お口の健康は歯周病予防から

保健福祉課

歯周病は、歯ぐきの隙間に付着した歯周病菌が、歯ぐきに炎症を引き起こし、やがては歯を支えている骨を溶かし歯が抜けてしまう病気です。お口の清掃をおろそかにすれば誰にでも起こりうる生活習慣病で、慢性的に患っていると動脈硬化や糖尿病など全身への様々な悪影響を及ぼすことが分かっています。初期の段階では自覚症状がほとんど出ないため、歯科医院で検査を受けないと正確な状態を把握できません。半年に一度は歯や歯ぐきのチェックを受け、歯面清掃をしてもらいましょう。また、日頃から自身のお口の状態に関心を持ち、プラーク（細菌の塊）を適切に取り除く歯みがき習慣を身につけることが大切です。

≪歯周病セルフチェック≫



- □ 歯ぐきに赤く腫れた部分がある
- □ 歯をみがくと血がでる
- □ 口臭が気になる
- □ 時々歯が浮いたような感じがする
- □ 歯と歯の間に食べ物がはさまりやすい
- □ 歯がグラグラする
- □ かたいものが噛みにくい、噛むと痛みがある

≪結果判定≫

■チェックなし
これからも丁寧な歯みがきを心がけ、年に１回は歯科検診を受けましょう。

■チェック１～２個
歯科医院で歯周病でないか、確認してもらいましょう。

■チェック３個以上
歯周病が進行している可能性があります。早めに歯科医院に相談しましょう。

歯周病予防のポイント

≪生活習慣の改善≫



■食生活
■睡眠
■禁煙
■規則正しい生活
■ストレス解消
■プラークコントロール
＊体の免疫機能がしっかりと働くと、歯周病予防・進行抑制につながります。

≪お口の健康習慣≫

■歯みがき
・歯ブラシを軽い力で小刻みに動かす
・歯の表面は歯ブラシを直角、歯と歯ぐきの境目は斜め 45 度の角度で当て１～２本ずつみがく
・寝る前に時間をかけてみがく



■歯間部清掃用具
歯ブラシではみがけない歯と歯の間の清掃に使用
・デンタルフロス（歯間がせまい方）
・歯間ブラシ（歯間が広い方）

【問合せ】　保健福祉課　地域包括支援センター　☎ 82-2780

プレミアム付商品券　申請の締め切りは２月 28 日まで！

対象となる方で購入を希望される場合は、期限までに申請をしないと購入することができなくなりますので、お忘れのないよう申請をお願いいたします。



【申請受付中】 申請は**２月28日まで。**印鑑を持参してください。
【購入引換券】 申請書確認後、購入引換券を発行します。
【商品券購入】 役場まちひと交流課で販売します。
購入引換券と代金を持参ください。
【商品券使用】 ３月31日までに町内取扱い店舗でご利用ください。

対　象	購入限度額	申請の有無
住民税非課税者（課税基準日 2019. 1. 1） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護受給者を除く	券額面⇒ 2.5 万円 （販売額２万円）	申請が必要。 期間に役場窓口にて申請をしてください。
３歳未満の子（2016. 4. 2～2019. 9.30 生）が属する世帯の世帯主	券額面⇒ 2.5 万円 （販売額２万円） × 3 歳未満の子の数	申請は不要。 購入引換券をご持参のうえ、窓口にて商品券を購入してください。 （購入引換券は送付済みです）

【問合せ】まちひと交流課　☎ 82-0111）